

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（モニタリング基本計画）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
1	モニタリング基本計画		1	1	3						モニタリング体制	入札説明書31頁3(3)には「金融機関“等”」との直接協定との記載がありますが、本項では“等”の記載がありません。入札説明書を正として、本項に“等”が抜けているのは誤りとりかいてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
2	モニタリング基本計画		1	1	3						モニタリング体制	貴市の想定しているモニタリングのスキーム図中に金融機関が含まれておりますが、事業者の資金状況を把握するために必要不可欠なものと理解してよろしいでしょうか。	基本的には御理解のとおりです。
3	モニタリング基本計画		1	1	3						モニタリング体制	モニタリング体制として、金融機関と市の連携が明記されておりますが、市と金融機関との間で直接協定が締結されない場合であっても、当該連携は担保されるとの理解で宜しいでしょうか。	直接協定が締結されることを想定しています。
4	モニタリング基本計画		2	1	4						モニタリング対象業務	解体撤去については、モニタリングを行わないと理解してよろしいでしょうか。	設計及び建設段階のモニタリングに含まれると御理解ください。
5	モニタリング基本計画		3	2	1	(2)	ア				書類による確認	「各業務につき関係法令に基づく責任を負う者」とは、SPCから直接業務を請負う若しくは受託する企業と理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
6	モニタリング基本計画		10	3	3	(1)					減額対象及び是正レベルの認定	是正レベルの認定基準は定性的な項目が多いため、各レベルの認定においては、その合理的な根拠を提示いただけると理解してよろしいでしょうか。	モニタリング基本計画で提示したのは事象例になりますので、実際の認定にあたっては可能な範囲で明示します。
7	モニタリング基本計画		10	3	3	(1)					レベル事象例	レベル1に「故障等による設備の短期間の停止」とありますが、短期間とは具体的にどの程度の期間を想定されていますか、ご教示ください。	当該設備や故障の状況、影響度合いなどを勘案し判断することになるため具体的な期間を提示することは難しいと考えています。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（モニタリング基本計画）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
8	モニタリング基本計画		10	3	3	(1)					レベル事象例	事業者が適切に保守及び運営をおこなっていたにもかかわらず、不測かつ突発的に生じた施設損傷事故（初めての発生という前提）により2週間運転が停止したような事象は、どのレベルに分類されるのでしょうか、ご教示ください。	事故の発生日理や影響の度合いにより異なるものと考えられるため、左記の前提のみの条件で具体的なレベルを想定することは難しいと考えています。
9	モニタリング基本計画		11	3	3	(1)					受入日数及び受け入れ時期	市との協議の上設定した受入日数及び受入時期のとおり汚泥を受け入れない場合とありますが、設備事故等でやむをえず汚泥を受け入れられなくなった場合であっても市との協議により計画書変更で対応した場合等はこれに該当しないとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
10	モニタリング基本計画		12	3	3	(3)					是正指導	是正期限の日数に関して、基準等はあるのでしょうか。	是正計画の期限に合理的な根拠が認められるかにより判断します。
11	モニタリング基本計画		14	3	4	(1)					減額ポイントの計上	減額ポイントの計上期間について、レベル3の計上開始日の「市が認定した日」とは、「警告」がSPCに通知された日と理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
12	モニタリング基本計画		14	3	4						サービスの対価の減額等の方法	減額ポイントの計上対象は、管理運営業務のみと理解すれば宜しいでしょうか。好事例に対する増額ポイントにつきましても、ご検討いただけないでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。また、提案内容により管理運営業務の内容も異なるため、現状のところ好事例に対する増額ポイントは想定していません。
13	モニタリング基本計画		14	3	4	(1)					減額ポイント	燃料化施設の稼働に基づく減額ポイントは、計画に基づくプラント停止期間中はカウントされないとの理解で宜しいでしょうか。	計画に基づき、市があらかじめ認めたものはカウントされません。
14	モニタリング基本計画		14	3	4	(1)					減額ポイント	燃料化施設の管理運営に軽微な支障がある場合等とは、燃料化施設の設備等のトラブルにより、年間処理汚泥量を処理できない恐れがある場合との理解で宜しいでしょうか。また処理汚泥量を増やすなどして、年間処理汚泥量を処理できることが明確である場合は、当該減額ポイントは付与されないと理解しております。	モニタリング基本計画p10の事象例を参照してください。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（モニタリング基本計画）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
15	モニタリング基本計画		14	3	4	(1)					減額ポイント	燃料化施設の管理運営に重大な支障がある場合、南部汚泥資源化センター内にある他施設の管理運営に支障を及ぼした場合は、年間処理汚泥量を処理できないことが確実な場合との理解で宜しいでしょうか。	No14の回答を参照してください。
16	モニタリング基本計画		15	3	5	1	(1)				サービス対価の返還	「虚偽の記載」とは、悪意ある改ざん行為によるものと理解してよろしいでしょうか。	「虚偽の記載」とは、悪意又は悪質な行為によるものと御理解ください。
17	モニタリング基本計画		15	3	5	1	(1)				サービス対価の返還	減額ポイントは翌四半期には持ち越さないため、サービス対価の返還における「減額されるべきサービスの対価」の計算方法がわかりません。具体例でご教示願います。	下記のとおり計算します。なお、下記的前提は説明のための例であり、実際の対価の支払日等を保証するものではありません。 前提) ・虚偽の記載期間：6月21日～7月5日 ・4月～6月分の支払日：8月10日 ・7月～9月分の支払日：11月10日 ・市に返還する日：12月10日 ・是正レベル3 ・減額ポイントの計上は上記期間における虚偽の記載のみ 計算例) ①減額されるべきサービスの対価に相当する額（以下「相当額」とする。）の算出 1) 4月～6月分 当該期間の減額ポイント合計は10ポイント×10日＝100ポイントですので、相当額は当該期間の対価の20%となります。 2) 7月～9月分 当該期間の減額ポイント合計は10ポイント×5日＝50ポイントですので、相当額は当該期間の対価の5%となります。 ②返還額の算出 （4月～6月分の相当額）＋（4月～6月分の相当額に対する損害金（8月10日～12月10日））＋（7月～9月分の相当額）＋（7月～9月分の相当額に対する損害金（11月10日～12月10日））

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（モニタリング基本計画）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
18	モニタリング基本計画		15	3	5	1	(1)				サービス対価の返還	「サービス対価の支払後に、業務報告書の虚偽の記載のあることが判明した場合」とありますが、期限はありますか。 例えば、支払10年後に判明した場合、10年間分の損害金付して返還するのでしょうか。	期限は一般債権の消滅時効期間である10年を想定しています。
19	モニタリング基本計画		16	3	6	(1)					インセンティブ	計画年間処理量を上回って処理した場合、サービス購入料B-2及びB-4がインセンティブとなるとありますが、B2及びB-4は汚泥処理量に応じて増加する経費に相当するものです。計画処理量を越えた処理について事業者インセンティブが働くような仕組みを検討いたします。	計画処理量を越えた場合、サービス購入料B-2及びB-4が処理量に応じて増加することになります。変動費と固定費の割合等は事業者の提案となりますので、サービス購入料B2に適宜SPCが求めるインセンティブも含めて提案することは可能と考えています。
20	モニタリング基本計画		18	4	2	(1)					財務状況に関するモニタリング	SPCの義務は、財務諸表類や資金収支状況等の必要書類の提出と質疑への応答と理解してよろしいでしょうか。	基本的には御理解のとおりです。
21	モニタリング基本計画		18	4	2	(4)					資金収支についてのモニタリング	資金収支のモニタリングについて、融資金融機関への分析要請は毎年行われるのでしょうか？	管理運営期間に亘り継続的に行うべきであると考えています。